

## 尼崎らしいまちづくりのルールを考える市民懇話会傍聴取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、尼崎らしいまちづくりのルールを考える市民懇話会(以下「懇話会」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(市民への周知)

第2条 懇話会の開催にあたっては、尼崎市のホームページ上への掲載等の方法により行う。

(傍聴の手続き等)

第3条 傍聴者の定員は10人以内とする。

2 傍聴の希望者(以下「希望者」という。)は、当日、懇話会開催10分前までに会場前に参集し、受付簿に必要な事項を記入することによって行うものとする。

3 希望者が定員を超える時は、抽選を行い、傍聴人を決定する。

(傍聴できない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、懇話会の意見交換を傍聴することはできない。

- (1) 凶器その他、人に危害を加えるおそれのあるものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (4) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (6) ラジオ、拡声器、写真機、撮影機、録音機の類を携帯している者
- (7) その他、意見交換を妨害し、又は人に迷惑を及ぼす恐れがあると事務局が認めた者

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、係員の指示に従い、次の事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと
- (2) 意見交換の内容に批評を加え、又は賛否を表明しないこと
- (3) 私語、談話、拍手等をしないこと
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと
- (5) その他懇話会の秩序を乱し、又は意見交換の妨害となるような行為をしないこと

(写真、映像等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴者は、傍聴席において写真、映像等を撮影し、又は録音等をしないこと。

(傍聴者の退場)

第7条 傍聴者がこの要領に違反するときは、事務局はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、事務局は、臨機に応じて必要な措置をとることができる。

付 則

この要領は平成26年7月1日から施行する。